

## 東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の低所得世帯等の保護者が負担する認定こども園・幼稚園・保育所等の給食に要する経費（以下「園給食費」という。）を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、食育の推進と子育ての支援を充実させるため、園給食費を予算の範囲内で交付する東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金（以下「助成金」という。）について、東神楽町補助金交付規則（昭和53年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設及び特定子ども・子育て支援施設（以下「実施施設」という。）を利用する子どもの保護者
- (2) 東神楽町の住民基本台帳に登録を有し、当該年度の4月1日時点で満3歳から満5歳に到達している認定こども園、保育所等の園児又は当該年度中に満3歳に達する幼稚園児の保護者で、市町村民税所得割額の合算額が別表の階層に該当する世帯の保護者

(限度額通知)

第3条 町長は、助成対象者に、東神楽町幼児教育・保育施設給食費徴収限度額通知書（別記第1号様式）を毎年4月と9月に通知するものとする。

(助成金の限度額)

第4条 助成金の限度額は、実施施設の園給食費相当額が別表に定める助成限度額を上回る場合は当該助成限度額、下回る場合は園給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において園給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、助成金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。

- 2 前項の園給食費相当額は、食材料費及び給食費として助成対象者が実際に支払う負担相当額とする。

(助成の実施)

第5条 町長は、助成対象者に係る給食費用を減額して徴収する実施施設の長（以下「実施施設長」という。）に対し、前条に規定する助成金限度額の範囲で助成金を交付するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による助成金の交付ができないと認められる場合

は、助成対象者に対し、助成金を交付することができるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第1項に規定する助成金の交付を受けようとする実施施設長は、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請書(施設用)

(別記第2-1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 給食費用内訳書(別記第3号様式)
- (2) 給食提供計画書(別記第4-1号様式)
- (3) 同意書(別記第5号様式)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前条第2項に規定する助成金の交付を受けようとする助成対象者は、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請書(保護者用)(別記第2-2号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 給食費の領収書又は支払確認ができる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請は、町長があらかじめ定める期間内に行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し適当であると認められるときは、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第8条 前条の助成金は、申請者に対し随時で交付する。

(助成金の概算払)

第9条 町長は、前条の規定にかかわらず、助成事業の実施上必要と認めるときは、実施施設長に対して助成金の全部又は一部を概算払することができる。

2 実施施設長が、前項の規定に基づき助成金の概算払を受けようとするときは、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金概算払申請書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に基づき概算払することを決定したときは、当該申請者に対し、その旨を東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金概算払決定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(事業の変更)

第10条 第7条の助成金の交付決定の通知を受けた者が、年度途中において当該交付決定に係る申請内容に変更が生じる場合は、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金変更承認申請書（別記第9号様式）に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の変更交付決定を行い、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（助成金に係る調査等）

第11条 助成金の交付を受けた者は、町長が助成事業の遂行状況に関し調査及び報告を求めたときは、書面をもって町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 第6条第1項の助成金の交付申請について交付決定を受けた実施施設長は、助成事業完了後30日以内又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金実績報告書（施設用）（別記第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 給食費用内訳書（別記第3号様式）
- （2） 給食提供実績書（別記第4-2号様式）
- （3） その他町長が必要と認める書類

（助成額の決定）

第13条 町長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは助成金の額を確定し、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金確定通知書（別記第11号様式）により実施施設長に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取り消し及び返還）

第14条 助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、町長は助成金の交付決定を取り消し、又は期限を定めてすでに交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- （1） 確定額が交付した額に満たないとき。
- （2） この要綱に違反したとき。
- （3） 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4） その他不正の行為があったとき。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の助成金の全部又は一部の返還命令があったときは、期限までに速やかに返納しなければならない。

(実施施設長の責務)

第15条 実施施設長は、助成金を実施施設給食費に要する経費として支出しなければならない。

2 実施施設長は、助成金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該助成年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

（1）一人あたり給食費助成限度額基準表（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分））

階層区分		助成限度額					
		1食上限		月額上限			
		主食費	副食費	主食費	副食費		
1	生活保護世帯等	円	円	円	円		
2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	50	(225)	週5日型	1,000	(4,500)	
				週4日型	800	(3,600)	
				週3日型	600	(2,700)	
				週2日型	400	(1,800)	
				週1日型	200	(900)	
3	第1階層及び	38,601円未満					
4	第2階層を除き、当該年度	38,601円以上 77,101円未満					
5	分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 144,201円未満	0	175	週5日型	0	3,500
					週4日型	0	2,800
					週3日型	0	2,100
					週2日型	0	1,400
					週1日型	0	700
6		144,201円以上 211,201円未満	0	75	週5日型	0	1,500
					週4日型	0	1,200
					週3日型	0	900
					週2日型	0	600
					週1日型	0	300

備考

- 1 階層区分は、世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割税額を合算する。
- 2 週の園給食提供型に応じた助成限度額とすること。なお、給食提供は、通常給食の提供回数とし、イベント行事（誕生会、季節行事など）等の通常以外の給食は含まない。
- 3 実際に支払った給食費の合計額が助成限度額を下回る場合、当該支払額を助成

限度とする。

- 4 第1階層から第4階層のカッコ内の助成額は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費無償化の対象外となる認可外保育施設における助成額とする。

(2) 一人あたりの給食費助成限度額基準表（保育所・認定こども園（保育所機能部分））

階層区分		助成限度額					
		1食上限額		月額上限額			
		主食費	副食費	主食費	副食費		
1	生活保護世帯等	円	円	円	円		
2	1階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	40	(180)	週6日型	1,000	(4,500)	
				週5日型	800	(3,600)	
3	第1階層及び 30,000円未満				週4日型	600	(2,900)
4	第2階層を除き、当該年度 30,000円以上 48,600円未満				週3日型	500	(2,100)
5	分の市町村民税の所得割額 48,600円以上 63,000円未満				週2日型	300	(1,500)
6-1	が次の区分に 該当する世帯 63,000円以上 77,101円未満	0	140	週1日型	200	(700)	
6-2	77,101円以上 78,000円未満				週6日型	0	3,500
					週5日型	0	2,800
7	78,000円以上 97,000円未満			週4日型	0	2,200	
				週3日型	0	1,700	
				週2日型	0	1,100	
				週1日型	0	600	
8	97,000円以上 120,000円未満	0	60	週6日型	0	1,500	
				週5日型	0	1,200	
9	120,000円以上 145,000円未満				週4日型	0	1,000
					週3日型	0	700
10	145,000円以上 169,000円未満			週2日型	0	500	
				週1日型	0	200	

備考

- 1 階層区分は、世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割税額を合算する。
- 2 週の園給食提供型に応じた助成限度額とすること。なお、給食提供は、通常給

食の提供回数とし、イベント行事（誕生会、季節行事など）等の通常以外の給食は含まない。

3 実際に支払った給食費の合計額が助成限度額を下回る場合、当該支払額を助成限度とする。

4 第1階層から第6-1階層のカッコ内の助成額は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費無償化の対象外となる認可外保育施設における助成額とする。